

【公報種別】特許法第 17 条の 2 の規定による補正の掲載
 【部門区分】第 6 部門第 3 区分
 【発行日】令和 1 年 9 月 5 日 (2019.9.5)

【公開番号】特開 2019-109907 (P2019-109907A)
 【公開日】令和 1 年 7 月 4 日 (2019.7.4)
 【年通号数】公開・登録公報 2019-026
 【出願番号】特願 2019-17421 (P2019-17421)
 【国際特許分類】
 G 0 6 Q 40/06 (2012.01)
 【F I】
 G 0 6 Q 40/06

【手続補正書】

【提出日】令和 1 年 7 月 23 日 (2019.7.23)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

真水の品質に基づいて、真水の価値を高めるために、水以外の製品のパラメータを用いるコンピュータ化された方法であって、

水以外の少なくとも 1 つの取引された製品の更新可能な現在の価格を 1 つ以上のデジタル処理装置で自動的に入手し、およびメモリーに保存する工程であって、

家庭用、農業用、および工業用の水質カテゴリからの複数の水質カテゴリの各々に関して、1 つ以上のデジタル処理装置で、

(i) N a または C l、

(i i) T D S、

(i i i) 炭酸および炭酸塩

の 2 つ以上の非ゼロ量に関してメモリーに保存された許容可能な範囲であって、複数の真水の水質カテゴリの各々に特有の範囲を使用して、特定の量の真水の各々における

(i) N a または C l、

(i i) T D S、

(i i i) 炭酸および炭酸塩

の 2 つ以上の量に基づいて、複数の特定の量の真水の各々を、複数の水質カテゴリの各々に入れる、工程；および

水質カテゴリの 1 つにおける特定の量の真水のそれぞれについて、1 つ以上のデジタル処理装置を用いて、前記水質カテゴリの各々の真水の現在の指標値を決定する工程であって、指標値は、前記少なくとも 1 つの取引された製品のそれぞれの現在の価格に基づいて、および水源または指定された量の真水の水質に基づいて決定され、ここで水質は (i) 水質カテゴリ、または (i i) 水質カテゴリと水質カテゴリ内のグレードにより定義される、工程、

を含む、方法。

【請求項 2】

少なくとも 1 つの取引された製品の各々の取引された製品は、(i) 少なくとも 1 つの取引された製品の各々の構成要素としての真水、および (i i) 前記少なくとも 1 つの取引された製品の製造に用いられる真水、の少なくとも 1 つを有する、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 3】

指標値はさらに、(i)少なくとも1つの取引された製品の各々における構成要素としての真水の量、(ii)少なくとも1つの取引された製品の製造に使用される真水の量、の少なくとも1つに基づき、請求項1または2に記載の方法。

【請求項 4】

メモリーに保存されたNO₃の非ゼロ量の許容可能な範囲を使用する工程をさらに含み、ここで複数の特定の量の真水の各々を水質カテゴリーに入れることは、特定の量の真水の各々における、

(i) TDS

(ii) 炭酸または炭酸塩

(iii) NaまたはCl

(iv) NO₃

の量に少なくとも部分的に基づき、請求項1から3のいずれか1つに記載の方法。

【請求項 5】

メモリーに保存されたpHの許容可能な範囲を使用する工程をさらに含み、ここで複数の特定の量の真水の各々を水質カテゴリーに入れることは、pH値に少なくとも部分的に基づき、および特定の量の真水の各々における、

(i) TDS

(ii) 炭酸または炭酸塩

(iii) NaまたはCl

の量の2つ以上に少なくとも部分的に基づき、請求項1から4のいずれか1つに記載の方法。

【請求項 6】

メモリーに保存されたpHの許容可能な範囲を使用する工程をさらに含み、ここで複数の特定の量の真水の各々を水質カテゴリーに入れることは、特定の量の真水の各々における、

(i) TDS

(ii) 炭酸または炭酸塩

(iii) pH、および

(iv) NaまたはCl

の量または値に少なくとも部分的に基づき、請求項1から5のいずれか1つに記載の方法。

【請求項 7】

1つ以上の処理装置を使用し、それぞれの水質カテゴリーからの水の市場占有率に基づいて現在の指標値に重み付けする工程をさらに含む、請求項1から6のいずれか1つに記載の方法。

【請求項 8】

1つ以上のデジタル処理装置で、水源の水または指定された値の水の決定された指標値および測定された水質に基づいて、水源の水の少なくとも一部または指定された量の水の値を決定する工程をさらに含む、請求項1から7のいずれか1つに記載の方法。

【請求項 9】

真水の価値を高めるために水質測定を使用するためのシステムであって、該システムは、

特定の水源の水量または指定された水量に関する、

(i) NaまたはCl、

(ii) TDS、

(iii) 炭酸または炭酸塩

の量を保存するためのメモリー；

1つ以上のデジタル処理装置であって、

A. 水以外の少なくとも1つの取引された製品の更新可能な現在の価格を取得するため

のものであり、少なくとも1つの取引された製品の各々は、(i)構成要素としての真水、(ii)取引された製品の製造に使用される真水の少なくとも1つを有し、

B.家庭用、農業用、および工業用の水質カテゴリからの複数の水質カテゴリの各々に関して、

(i)NaまたはCl、

(ii)TDS、

(iii)炭酸および炭酸塩

の非ゼロ量に関してメモリーに保存された許容可能な範囲であって、複数の真水の水質カテゴリの各々に特有の範囲を、特定の量の各々における、

(i)NaまたはCl、

(ii)TDS、

(iii)炭酸および炭酸塩

の量に基づいて、複数の特定の量の真水の各々を、複数の水質カテゴリの各々に入れるためのものであり；および、

C.前記少なくとも1つの取引された製品の各々の価格、特定時点の現在の価格に基づいて、および水源または指定された量の真水の水質に基づいて、水質カテゴリの各々の水に関する更新可能な指標値を決定するためのものであり、ここで水質は(i)水質カテゴリまたは、(ii)水質カテゴリと水質カテゴリ内のグレードによって定義される、

1つ以上のデジタル処理装置、を含むシステム。

【請求項10】

少なくとも1つの取引された製品の各々は、(i)少なくとも1つの取引された製品の各々の構成要素としての真水、および(ii)前記少なくとも1つの取引された製品の製造に使用される真水、の少なくとも1つを有する、請求項9に記載のシステム。

【請求項11】

指標値はさらに、(i)少なくとも1つの取引された製品の各々の構成要素としての真水の量、および(ii)前記少なくとも1つの取引された製品の製造に使用される真水の量、の少なくとも1つに基づく、請求項9または10に記載のシステム。

【請求項12】

1つ以上の処理装置はさらに、

(i)NaまたはCl、

(ii)TDS、

(iii)炭酸または炭酸塩、および

(iv)NO₃

の非ゼロ量に関してメモリーに保存された許容可能な範囲を使用して、特定の量の真水の各々における

(i)NaまたはCl、

(ii)TDS、

(iii)炭酸または炭酸塩、

(iv)NO₃

の量に基づいて、複数の特定の量の真水の各々を、複数の水質カテゴリの各々に入れるためのものである、請求項9から11のいずれか1つに記載のシステム。

【請求項13】

1つ以上の処理装置は、pH値に基づいて、および特定の量の真水の各々における

(i)TDS、

(ii)炭酸または炭酸塩、

(iii)NaまたはCl

の2つ以上の量に基づいて、複数の特定の量の真水の各々を、水質カテゴリの各々に入れるためのものである、請求項9から12のいずれか1つに記載のシステム。

【請求項 14】

1つ以上の処理装置は、pH値に基づいて、および特定の量の真水の各々における

(i) TDS、

(ii) 炭酸または炭酸塩、

(iii) NaまたはCl

の量に基づいて、複数の特定の量の真水の各々を、水質カテゴリーの各々に入れるためのものである、請求項9から13のいずれか1つに記載のシステム。

【請求項 15】

1つ以上の処理装置はさらに、それぞれの水質カテゴリーからの水の市場占有率に基づいて指標値に重み付けするためのものである、請求項9から14のいずれか1つに記載のシステム。

【請求項 16】

1つ以上のデジタル処理装置はさらに、水源または指定された値の真水の決定された指標値および水質に基づいて、特定の水源の水または指定された量の真水の少なくとも一部の値を決定するためのものである、請求項9から15のいずれか1つに記載のシステム。

【請求項 17】

水源または特定の量の真水は水資産である、請求項9から16のいずれか1つに記載のシステム。